

第104号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

特別職等の期末手当に係る支給率を一般職に準じて改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の217.5」を「100分の197.5」に改める。

第2条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の192.5」を「100分の190」に、「100分の197.5」を「100分の205」に改める。

(芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の197.5」に改める。

第4条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の192.5」を「100分の190」に、「100分の197.5」を「100分の205」に改める。

(芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年芦屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の217.5」を「100分の197.5」に改める。

第6条 芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の192.5」を「100分の190」に、「100分の197.5」を「100分の205」に改める。

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成21年芦屋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の217.5」を「100分の197.5」に改める。

第8条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の192.5」を「100分の190」に、「100分の197.5」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

特別職等の期末手当に係る支給率を一般職に準じて改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 期末手当の支給率の改正（第1条，第3条，第5条及び第7条関係）

次に掲げる条例を改正し，市議会議員，市長，副市長，教育長及び病院事業管理者の12月期の期末手当の支給率を100分の217.5から100分の197.5に引き下げる。

ア 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第7条）

イ 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（第4条）

ウ 芦屋市教育委員会教育長の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例
(第2条)

エ 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（第2条）

(2) 期末手当の支給率の改正（第2条，第4条，第6条及び第8条関係）

上記(1)アからエまでに掲げる条例を改正し，市議会議員，市長，副市長，教育長及び病院事業管理者の期末手当について，6月期の支給率を100分の192.5から100分の190に引き下げるとともに，12月期の支給率を100分の197.5から100分の205に引き上げる。

3 施行期日

平成22年12月1日。ただし，2(2)については，平成23年4月1日